



山形県公報

令和4年7月15日(金)
第321号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……687

○家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……688

○山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則第4条第1項の規定による  
認定……………(水産振興課) ……689

○道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……690

○同……………(同) ……同

○県道の供用の開始……………(同) ……同

○同……………(同) ……691

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……692

## 告 示

### 山形県告示第586号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
もがみ中央農業協同組合  
代表理事組合長 押切 安雄  
新庄市大字福田字福田山711番地73
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                       |                                                    | 変更年月日     |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                                | 変更後                                                |           |
| もがみ中央農業協同組合<br>代表理事組合長 安食 賢一<br>新庄市大字福田字福田山711番地73 | もがみ中央農業協同組合<br>代表理事組合長 押切 安雄<br>新庄市大字福田字福田山711番地73 | 令和4年6月10日 |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内協同ファーム  
代表理事 今野 裕之  
鶴岡市八色木字西野338番地

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------------|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後         | 備考         |           |
| 高橋 直之<br>玄米               | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和4年6月28日 |
| 五十嵐 良一<br>玄米              | 同 左         |            |           |
| 石垣 忠彦<br>玄米               |             |            |           |
|                           | 芳賀 修一<br>玄米 |            |           |
|                           | 高橋 紗代<br>玄米 |            |           |
|                           | 舟越 裕子<br>玄米 |            |           |

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アグリコーポレーション  
代表取締役 酒井 正光  
東置賜郡高島町大字竹森740番地 1

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 渡辺 賢一<br>玄米               |     | 国内産農産物に限る。 | 令和4年6月24日 |
| 島津 慎吾<br>玄米               | 同 左 |            |           |

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ラブライス庄内株式会社  
代表取締役 佐藤 敏  
鶴岡市美原町26番地44号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-------------|------------|----------|
| 変更前                       | 変更後         | 備考         |          |
| 佐藤 敏<br>玄米                | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和4年7月1日 |
| 佐藤 佳一<br>玄米               | 同 左         |            |          |
| 石田 裕磨<br>玄米               | 同 左         |            |          |
|                           | 加藤 大宗<br>玄米 |            |          |

山形県告示第587号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭 数 | 発生の場所又は区域 | 発生年月日      |
|-----------|-------|-----------|-----|-----------|------------|
| ヨーネ病      | 牛     | 患 畜       | 1   | 米沢市       | 令和 4. 7. 4 |

**山形県告示第588号**

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和2年12月県規則第68号）第4条第1項の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）の漁獲量の総量が当該山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業に係る知事管理漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-----------------------------------|------|--------------------|------------|
| 山形市大字村木沢字村南4151番1から<br>同 4153番2まで | 旧    | 12.1メートル<br>} 6.6  | メートル<br>27 |
| 同 上                               | 新    | 13.0メートル<br>} 10.7 | 同 上        |

**山形県告示第590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|--------------------------------|------|--------------------|------------|
| 東村山郡山辺町大字畑谷字撰待2199番9から<br>同 まで | 旧    | 16.4メートル<br>} 12.1 | メートル<br>27 |
| 同 上                            | 新    | 31.7メートル<br>} 12.1 | 同 上        |

**山形県告示第591号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 東村山郡山辺町大字大蔵字百枚630番6から<br>同 623番2まで | 旧    | 62.2メートル<br>} 30.8 | メートル<br>69 |
| 東村山郡山辺町大字大蔵字百枚630番6から<br>同 623番9まで | 新    | 70.7メートル<br>} 33.4 | 同 上        |

**山形県告示第592号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|--------------------------------|------|--------------------|------------|
| 山形市大字滝平字沢内640番1から<br>同 625番3まで | 旧    | 29.4メートル<br>} 20.5 | メートル<br>36 |
| 山形市大字滝平字沢内639番2から<br>同 624番1まで | 新    | 38.8メートル<br>} 32.3 | 同 上        |

**山形県告示第593号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 狸森上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|---------------------------|------|-------------------|------------|
| 上山市狸森字焼山2084番10から<br>同 まで | 旧    | 7.6メートル<br>} 6.6  | メートル<br>32 |
| 同 上                       | 新    | 12.6メートル<br>} 6.6 | 同 上        |

**山形県告示第594号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                   |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 路線名     | 山形白鷹線                             |
| 2 | 供用開始の区間 | 山形市大字村木沢字村南4151番1から<br>同 4153番2まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年7月15日                         |

**山形県告示第595号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 路線名     | 山形白鷹線                          |
| 2 | 供用開始の区間 | 東村山郡山辺町大字畑谷字撰待2199番9から<br>同 まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年7月15日                      |

**山形県告示第596号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                    |
|---|---------|------------------------------------|
| 1 | 路線名     | 山形朝日線                              |
| 2 | 供用開始の区間 | 東村山郡山辺町大字大蔵字百枚630番6から<br>同 623番9まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年7月15日                          |

**山形県告示第597号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 路線名     | 山形山辺線                          |
| 2 | 供用開始の区間 | 山形市大字滝平字沢内639番2から<br>同 624番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年7月15日                      |

**山形県告示第598号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 路線名     | 狸森上山線                     |
| 2 | 供用開始の区間 | 上山市狸森字焼山2084番10から<br>同 まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年7月15日                 |

**山形県告示第599号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字押切新田字刈取36番2から  
同 19番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月15日

**山形県告示第600号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「東京都中央区京橋二丁目2番8号」 を 「東京都中央区京橋二丁目5番15号」 に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年7月19日から施行する。